

令和6年度 豊明市空家等対策協議会（第1回）議事録

- 1 日 時：令和6年8月29日（木） 午前10時00分～午前11時30分
- 2 場 所：豊明市役所 新館3階 政策審議室
- 3 出席者：「豊明市空家等対策協議会委員等名簿」のとおり
- 4 議 題
 - (1) 豊明市空家等対策協議会について
 - (2) 行政代執行による特定空家解体工事の報告
 - (3) 空家等管理活用支援法人について
 - (4) 愛知県司法書士会協定による講習会の報告

（事務局）

定刻となりましたので、ただいまから令和6年度第1回空家等対策協議会を開催いたします。

本日は、ご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。

本協議会の司会を務めます、豊明市都市計画課長の中田と申します。よろしくお願いします。早速、これより協議会に入って参りたいと思います。

本日は、鈴木委員がご都合により欠席されていますが、委員11名のうち10名の委員にご出席いただいておりますので、空家等対策協議会設置条例第6条第2項により、協議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

はじめに、井澤会長よりごあいさつをお願いいたします。

（会長）

挨拶

（事務局）

井澤会長ありがとうございます。

次に今年度より4月の人事異動により事務局職員が変わりましたので、自己紹介させていただきます。

（事務局自己紹介を行う。）

（事務局）

以上の事務局で対応していきますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご準備ください。ま

ず、本日の次第、名簿、席次表、次に資料 1-1 の「豊明市空家等対策協議会設置条例」、資料 1-2 の「豊明市空家等対策計画の進捗状況について」、資料 2-1 の「空家台帳」、資料 2-2 の「特定空家解体行政代執行」、資料 2-3 の「任意図」、資料 2-4 の「代執行実施後の手続き（予定）」、資料 3-1 の「空家等管理活用支援法人制度」、資料 3-2 の「豊明市空家等活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱（案）」、資料 4 の「司法書士による相続・空き家対策講習会」になります。資料 2-1、資料 2-2、資料 2-3、資料 2-4、資料 3-1、資料 3-2 については、行政代執行による内容及び個人情報等が含まれておりますので、協議会終了後に返却していただきますようお願いいたします。不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。

それでは、以降の進行につきましては、豊明市空家等対策協議会設置条例第 6 条に基づき、井澤会長に議長をお願いいたします。

（会長）

それでは、ここから会議の進行をさせていただきます。

会議に入る前に、議題（2）に関する報告については、個人を識別できる情報が入っていますので非公開とすることとしてよろしいでしょうか。

（各委員）

異議なしの声

（会長）

異議なしということで議題（2）に関する報告については非公開とします。次に、傍聴者の確認をします。本日は、傍聴希望の方はいらっしゃいますでしょうか。

（事務局）

傍聴希望者はございません。

（会長）

それでは、ここから議題に入らせていただきます。活発な議論ができるよう、ご協力のほどよろしくお願いします。

では、次第に基づき、議題（1）豊明市空家等対策協議会について、事務局より説明をお願いします。

（事務局）

議題（1）の資料 1-1、資料 1-2 について説明

(会長)

ただいまの資料 1-1、資料 1-2 の報告につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

よろしいでしょうか。以上で議題（１）について終わらせていただきます。

では、議題（２）行政代執行による特定空家解体工事の報告について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題（２）については個人情報を含むため非公開

(会長)

以上で議題（２）について終わらせていただきます。

では、議題（３）空家等管理活用支援法人について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題（３）の資料 3-1、資料 3-2 について説明

(会長)

事務局より説明がありました。ご質問等がありましたらお願いします。

(委員)

国会の審議で断言されてしまっているのも、空家等管理活用支援法人制度の方針を公にする必要があります。

(会長)

各委員一言ずついただけますか。

(委員)

方針として案のように将来に含みのある言い方をした方が良いのではないかと思いますので賛成です。

(委員)

様子をみて必要に応じて移行していくで良いと思います。

(委員)

様子見で良いと思います。

(委員)

どのようになっていくかわからないので、様子見で良いと思います。

(委員)

周知をする必要があるという事なので、このような形でよろしいかと思います。

(委員)

この支援法人制度を実施すると、空家バンク等ほかの取り組みにも活気が沸くという考え方で良いのでしょうか。

(事務局)

そのようなご理解でよろしいと思います。

今、我々は空家バンクを活用しているのですが、支援法人を利用することで市を経由する必要がありますが、所有者や相談者等にバンクへの登録や情報提供依頼などをされると思います。非常に動きの良い支援法人が入ってもらい一緒に取り組めると良いと考えております。

市が空家対策の取り組みを支援法人に全部渡せるように、支援法人も意見・要望を言うなど請求権を持っています。委託とは異なり対等な関係で行うことになりますので、非常に信頼のおける支援法人でなければならないと思います。良い制度であるので、まずは様子を見たいと考えております。

(委員)

立場上、地域づくりをやっています。地域で居場所づくりをするのに空家を探している方がいらっしゃり空家バンクを紹介するのですが、見ると全く登録が無い状態で何とか上手いことこのような制度で活気づいて地域づくりができないかなと思っているので期待をしています。

(会長)

このような情報は非常に重要ですので活かしてほしいです。

委員、いかがでしょうか。

(委員)

様子見で賛成です。

(委員)

内容を見ましたら今は様子見型でよろしいのではないかと思います。支援法人にどの

ようなバックボーンがあるのか考えると、今始めるのは時期尚早かと思います。状況を見ながら方針を変えていくでよろしいと思います。

(会長)

県内で基準を持っているのは、小牧市と瀬戸市の2市ですか。

(事務局)

はい。公表されているのは2市だけです。

(会長)

具体的の方針を決めているのは、全国で178市町村あるということですね。

(事務局)

はい。

(会長)

皆様からご意見をいただきました。改めて賛成の方挙手をお願いいたします。

(各委員)

全員賛成

(会長)

それでは、「豊明市空家等管理活用支援法人の指定に関する事務取扱要綱」については(案)のとおり要綱作成を進めていくという事で認めます。

続きまして、議題(4)愛知県司法書士会協定による講習会の報告について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議題(4)の資料4について説明

(会長)

委員、司法書士会から何かありますか。

(委員)

相続をきっかけに空家対策になります。参加人数が16名は、少ない方だと思いますので、定期的に継続をしていく必要があると思います。相続登記の義務化も落ち着いて

くると意識されなくなり、義務が義務でなくなってしまうと思うので継続をしていただければと思います。よろしくお願いします。

(会長)

委員、ご協力ありがとうございます。これについて何かありますか。

(委員)

相続登記の義務化については、法務省が率先してやらなければならないところではありますが、このような機会を通じて地域の方に周知していただき感謝いたします。また、先ほど委員がおっしゃられたように相続登記の義務化の広報はこれからずっと続けていかないといけないと思います。今後もこのような機会がありましたらご協力いたしますので、よろしくお願いいたします。

(会長)

1回目という事ですので、継続しないと効果が出ないと思います。よろしくお願いいたします。以上で議題(4)について終わらせていただきます。

その他について、事務局から何かありますでしょうか。

(事務局)

報告事項について説明

(会長)

これをもちまして、本日の議題はすべて終了しましたので、議長の務めを事務局にお返しします。

(事務局)

井澤会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

次回の空家等対策協議会の開催日時については、現在未定でございますので、詳しい開催日時が決定しましたら、郵送にてご連絡させていただきますのでよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和6年度第1回空家等対策協議会を終了させていただきます。本日は、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては、会議室を出られる前に机上に、資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料3-1、資料3-2を置いていただきますようお願いいたします。